

30 健介保第 1680 号  
平成 30 年 12 月 28 日

市内有料老人ホーム 施設長 様  
市内サービス付き高齢者向け住宅 施設長 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長  
名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課長

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における消費税の軽減税率制度について

日頃は、本市の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

来年（2019 年）10 月 1 日の消費税引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。当該制度においては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用されることとなっております。

当該制度の概要等につきましては、NAGOYA かいごネットの有料老人ホームのページ (<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>) に厚生労働省の事務連絡通知「消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について」等を掲載してありますので、必ずご確認ください。よろしくお願いいたします。

また、当該制度につきましては、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」という。）主催の説明会が開催されますので、説明会の案内（申込書）もお送りします。有老協非会員の方も出席できますので、是非ご参加ください。

軽減税率制度に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

- 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
**専用ダイヤル** 0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- 最寄りの税務署（電話番号は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) にて検索できます）  
お電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と繋がります。その他、個別相談を希望される場合はガイダンスに沿って「2」を押してください。

<よくわかる消費税軽減税率制度【国税庁】より>

（有老ホーム担当）健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係  
Tel052-972-3087 Fax052-972-4147  
（サ高住担当）住宅都市局住宅部住宅企画課民間住宅係  
Tel052-972-2944 Fax052-972-4172